

運転期間の見直しに係る資源エネルギー庁とのやり取りに関する経緯について			
		令和4年12月27日	原子力規制庁
7月27日	第1回 GX 実行会議 ・総理から原発再稼働等の政治決断が必要な項目を示すよう指示	9月6日	資源エネルギー庁との面談④ ・原子力規制庁と資源エネルギー庁の担当者の顔合わせを実施。 ・資源エネルギー庁から、原子力小委員会が9月22日に開催される予定であるとの情報が伝達される。また、法改正に関して内閣法制局対応の状況について伝達される。 ・資源エネルギー庁から、法改正に関し、原子力規制庁として内閣法制局に提出する資料提供を依頼されるが、原子力規制委員会としての方針が示されていないため、対応ができない旨を回答。
7月28日	資源エネルギー庁との面談① ・資源エネルギー庁から、GX 実行会議での総理指示を踏まえ、原子力発電所の運転期間の見直しに関して、経済産業省として原子炉等規制法を含む束ね法案の検討を開始した旨が伝達される。 また、平成24年の原子炉等規制法の改正時の内閣法制局提出資料の提供を依頼される。 ※原子力規制庁 金城原子力規制企画課長、資源エネルギー庁 皆川原子力基盤室長、他（以下、資源エネルギー庁との面談において同じ。）	9月13日	長官・次長・原子力規制技監を含めた事務方打ち合わせ ・高経年化した原子炉に対する安全規制に関し、①運転期間の定め方に拘わらず安全性を確認できる仕組み、②現行の二つの制度の精査とそれらとの関係の整理、の2つの方針を確認。
7月29日	資源エネルギー庁に対する資料提供 ・前日の面談にて依頼された、平成24年当時の内閣法制局提出資料を送付。	9月15日	資源エネルギー庁との面談⑤ ・資源エネルギー庁から、9月22日の原子力小委員会で提出される資料案（運転期間見直しの関係部分）が提示される。
8月19日	資源エネルギー庁との面談② ・資源エネルギー庁から、運転期間の見直しに関する改正のイメージが示される。	9月16日	長官・次長・原子力規制技監・原子力規制部長を含めた事務方打ち合わせ ・9月22日の原子力小委員会に運転期間見直しの関係資料が提示されることを報告。打ち合わせの結果を踏まえ、資源エネルギー庁に対し、今後の原子力安全規制を見通したような記述は削除するよう指摘した。
8月22日	資源エネルギー庁との面談③ ・8月19日に示された資源エネルギー庁の改正イメージの中に、原子力規制委員会の所掌となる内容が一部含まれていたことから、そのような事項は原子力規制委員会が委員会の場において検討すべきものである旨などを指摘。	9月19日の週	山中原子力規制委員（次期委員長）への説明 ・委員長就任時及び就任後の対応に関する各種説明を実施。その際長官から、9月22日の原子力小委員会で運転期間延長についても議論される見込みであることを報告。
8月23日	長官・次長・原子力規制技監を含めた事務方打ち合わせ ・運転期間の定めが見直されるとした場合の高経年化した原子炉に対する安全規制に関する事務方としての検討を開始。	9月22日	第31回総合資源エネルギー調査会 原子力小委員会 資源エネルギー庁との面談⑥ ・原子力小委員会の結果が伝達される。
8月24日	第2回 GX 実行会議 ・総理から原発再稼働、運転期間の延長等について年末までに具体論を検討するよう指示。 →更田原子力規制委員長(当時)に対し、次長から原子力規制委員会での対応が必要になると考えられる旨を報告。	9月26日	山中新原子力規制委員長就任会見 ・運転期間延長について、利用政策側の意見を聞いた上で、原子力規制委員会で議論していきたいという考えを表明。
8月25日	環境省本省から、GX 実行会議の報道を踏まえ規制庁の対応を教えて欲しいとの依頼あり	9月28日	第41回原子力規制委員会 ・原子力小委員会を踏まえた利用政策側の方針などの説明を聞くために、資源エネルギー庁との調整を事務局に指示。
8月29日	総務課法令審査室において、環境省本省への説明資料（添付資料）を作成 ・原子力規制企画課には相談せず、最大限に影響が大きくなる形を想定して作成。		資源エネルギー庁との面談⑦ ・原子力規制委員会での説明要請を伝達。
8月30日	総務課法令審査室が、環境省本省に対し、説明資料を用いて説明	10月5日	第42回原子力規制委員会 ・資源エネルギー庁から原子力小委員会での検討状況を聴取
9月1日	職員3名を原子力規制企画課に併任発令		

※この資料は、原子力規制委員会・原子力規制庁での調査・確認のみに基づき作成している。